

京都市職員定数条例の一部を改正する条例(平成24年3月30日京都市条例第 35 号)

(行財政局人事部人事課)

事業内容及び業務執行体制の見直し、本市の芸術大学の廃止及び公立大学法人京都市立芸術大学の設立等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	現 行 の 定 数	改 正 案 の 定 数	差 引 増 △ 減
市長の事務部局及び 市長の所管に属する 教育機関の職員	人 8,067 〔うち学長及び 教員116人〕	人 7,905 〔うち学長及び 教員13人〕	人 △162 〔うち学長及び 教員△103 人〕
教育委員会の事務部 局及び教育委員会の 所管に属する教育機 関の職員	2,272 〔うち校長及び 教員883人〕	2,233 〔うち校長及び 教員881人〕	△39 〔うち校長及び 教員△2人〕
消 防 職 員	1,897	1,879	△18
公 営 企 業 の 職 員 水道事業(公共下水 道事業を含む。)	1,452	1,419	△33
職 員 の 定 数	15,311	15,059	△252

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 35 号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「8,067人」を「7,905人」に、「116人」を「13人」に改め、同項第5号中「2,272人」を「2,233人」に、「883人」を「881人」に改め、同項第8号中「1,897人」を「1,879人」に改め、同項第9号イ中「1,452人」を「1,419人」に改め、同項中「15,311人」を「15,059人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)